

令和3年3月3日

内閣官房長官 加藤 勝信 様

福岡市長 高島 宗一郎

### 入国者に対する新型コロナウイルス感染症対策の強化に関する要望

日頃から格段のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、日本への入国者に対しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入国後14日間の自宅等での待機について協力要請がなされているところです。

しかし、先般、福岡市におきまして、技能実習生が待機期間中に待機施設外の者と接触したほか、一か所に集まって食事をとるなど、待機の協力要請が徹底されていないことが原因と見られる集団感染（クラスター）が確認され、協力要請に基づく対策に限界を感じているところです。

今回は外部接触者の陽性が先に判明したため、無症状であった技能実習生に対してPCR検査を実施し、感染者であることを把握できました。しかし一歩間違えば、技能実習生が無症状のまま実習先等で感染を拡大させていた可能性もあり、重大なインシデントが発生した事例と認識しています。

今後、緊急事態宣言の解除に伴う新規入国の再開や、新型コロナウイルス変異株の拡大が想定される中、入国者に対する感染症対策についてはさらなる強化が求められます。

つきましては、入国者の安全と安心の確保、並びに入国者を受け入れる地域住民等への感染防止の観点から、検疫体制の強化を図るとともに、入国後の待機については、協力要請に基づく入国者又は受入企業・団体の自主的な取組みに委ねるのではなく、少なくとも出発地や日本国内においてワクチンの接種が進展するなど状況の改善が図られるまでの間は、諸外国の事例（別紙）も参考に、実効性を担保するための強制力を伴う措置を講じられるよう要望いたします。

諸外国における入国後の待機に関して実効力を伴う措置の事例

台湾

- ・入国後 14 日間は、自宅や指定ホテル等での待機の対象となる。
- ・ホテルで待機する場合は、政府の認可を受けた防疫ホテルとなる。
- ・自宅で待機する場合は、所轄の里長（町内会長）等が毎日 1、2 回電話で対象者の健康状態を確認する。

英国

- ・入国時の検査結果が陰性の場合であっても、検疫所が確保する宿泊施設での待機の対象となる。
- ・入国後 3 日目に改めて検査を行い、陰性と判断された場合は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等での待機の対象となる。

イスラエル

- ・入国後 14 日間は、政府指定のホテルでの待機の対象となる。

シンガポール

- ・入国後 14 日間は、自宅や政府指定の施設等での待機の対象となる。
- ・自宅等に滞在する場合は、対象者が外出しないよう管理するため、GPS 機能付きの電子腕輪の装着を求める。
- ・自宅から離れたり、腕輪を外そうとしたりすると、警報が送られ当局による確認が行われる。